

箕面市立介護老人保健施設 通所リハビリテーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、箕面市立介護老人保健施設が行う通所リハビリテーション（以下「通所リハ」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 通所リハは、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）に基づき、要介護と認定された者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 通所リハは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画に沿って計画的にリハビリテーションを行うよう努めるものとする。

2 通所リハは、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は、説明を行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立介護老人保健施設
- (2) 所在地 箕面市萱野五丁目8番2号

(利用者の定員)

第4条 通所リハを提供するための利用定員は、1日につき40人とする。

(実施日及び営業時間)

第5条 通所リハの実施日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、施設管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は休止することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 12月31日から翌年の1月2日までの日

2 通所リハの営業時間は、午前7時45分から午後6時30分までとする。ただし、業務上施設管理者が必要と認めるときは、予め変更することができる。

(通常の実施地域)

第6条 通所リハの通常の実施地域は、箕面市域とする。

(職員の区分と定数)

第7条 通所リハを行うため、次に掲げる職員を置く。なお、施設管理者は、介護保健施設サービスの管理者が兼ねるものとする。

- (1) 施設管理者（医師）1人

- (2) 看護職員 1. 2人
- (3) 介護職員 2. 4人
- (4) 理学療法士又は作業療法士 0. 5人
- (5) 管理栄養士 1人（施設サービス業務と兼務）
- (6) 事務職 実情に応じた適当数（調理業務は委託とする）

（職員の職務内容）

第8条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理者（医師）

通所リハ業務を統括するとともに、利用者の健康管理及び医療の措置を講じる。

- (2) 看護・介護職員

施設管理者の指示のもとに、看護職員は、利用者の保健衛生・看護業務を行い、介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- (3) 理学療法士・作業療法士

施設管理者の指示のもとに、利用者に対し機能訓練及び生活指導等の業務を行う。

- (4) 管理栄養士

施設管理者の指示のもとに、利用者等の食事献立に関すること及び利用者に対し栄養指導並びに栄養管理業務を行う。

- (5) 事務職

施設管理者の指示のもとに、事業の運営事務及び施設の維持管理業務を行う。

（利用者の資格）

第9条 通所リハを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法の規定による通所リハに係る居宅介護サービス費の支給に係る者
- (2) 法の規定による通所リハに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の2第2項の規定による居宅介護（法第8条第8項に規定する通所リハに限る。）に係る介護扶助に係る者

（利用申込）

第10条 居宅介護支援事業者等による居宅サービス計画が作成された者であって、通所リハを利用しようとする者は、利用申込書、利用者負担及び情報提供にかかる同意書を施設管理者に提出し、通所リハ利用契約書（重要事項説明書）を締結するとともに、法に規定する被保険者証を提示しなければならない。

2 前項の利用申込書には、主治の医師の診療情報提供書を添付しなければならない。

ただし、施設管理者が必要でないとする場合は、この限りでない。

- 3 前2項により通所リハの提供が適切であると認めた場合は、利用判定結果のお知らせを利用申込者に交付しなければならない。

(通所リハの内容)

第11条 施設管理者は、利用者に対し次の各号に掲げる内容の通所リハを行うものとする。

- (1) 通所リハは、居宅介護支援事業者等が作成する居宅サービス計画に沿って作成したリハビリテーション計画に基づき行うこと。
- (2) 機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導に基づき行うこと。
- (3) 昼食を提供する時間は、正午とすること。
- (4) 利用者に対する送迎サービスを実施すること。
- (5) 利用者又は他の利用者等の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこと。ただし、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行った場合は、その内容を診療録等に記録すること。
- (6) その他通所リハの提供にあたっては、利用者の自主性を尊重し、開放的な運営に努めること。

(利用者の留意事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内の居室や設備、器具は、本来の用法にしたがって利用すること。
- (2) 施設内は、全面禁煙とする。
- (3) 飲酒は、原則禁止とする。
- (4) 騒音等の迷惑行為はしないこと。
- (5) 所持品の管理は、利用者又は扶養者が行うこと。
- (6) 現金、貴重品は、施設へ持ち込まないこと。
- (7) 宗教活動、政治活動、営利行為は、禁止とする。
- (8) ペットの持ち込みは、原則禁止とする。
- (9) 団体生活の秩序を守り、相互の和に努めること。
- (10) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (11) その他職員の指示に従うこと。

(終了)

第13条 通所リハを受けている者が、次の各号に該当する場合は終了とする。

- (1) 居宅サービス計画に基づく利用期間が終了したとき。
- (2) 通所リハを1か月以上の利用がなかったとき。
- (3) 利用者の病状、心身の状態が著しく悪化し、適切な通所リハの提供が困難と判断されたとき。

- (4) 利用者が、前条に掲げる留意事項をまもらないとき。
- (5) その他やむを得ない事情により施設使用が困難な状況となったとき。

(利用料金)

第14条 通所リハに係る利用料金は、次の各号に定める額とする。

- (1) 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- (2) 法第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の2第2項の規定による居宅介護（法第8条第8項に規定する通所リハに限る。）の委託に係る額に相当する額。
- (4) 法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第61条第1号に規定する日常生活に要する費用について、別紙料金表に定める額
- (5) 食費について、別紙料金表に定める額
- (6) 第4号及び第5号に定める額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1か月前までに説明を行い、当該費用額を相当額に変更することができる。

(利用料金の徴収)

第15条 通所リハに係る利用料金の利用者からの徴収は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号及び第2号で定める額の100分の10に相当する額
- (2) 前条第4号及び第5号で定める額に相当する額

2 前項各号で定める利用料金は、次の各号のいずれかの方法により各々から徴収する。

- (1) 現金による徴収
- (2) 指定管理者の指定銀行への振込みによる徴収
- (3) 利用者の口座からの自動引き落としによる徴収

3 前項による徴収にあたっては、内容の明細を付した所定の請求書を発行し、受領したときは所定の領収書を発行すること。ただし、前項第2号及び第3号による徴収の場合は、銀行振込み依頼書及び口座振替依頼書控えをもって領収書に替えるものとする。

(掲 示)

第16条 施設管理者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院及び利用料等の重要事項を掲示すること。

(苦情処理)

第17条 施設管理者は、通所リハの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に

対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 施設管理者は、提供した通所リハに関し、法第23条の規定により、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設管理者は、提供した通所リハに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害の対策)

第18条 施設管理者は、非常災害の対策として、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 消火器、消火用水等の消火設備、非常口等の避難設備及び非常ベル等の警報設備を常に整備しておくこと。

(2) 防災避難計画を立て、避難・救出及び防災訓練を年2回以上実施するとともに、所轄消防署との緊密な連絡を図ること。

(備え付け帳簿)

第19条 施設管理者は、次の帳簿を備え付け、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 管理に関する記録

ア 職員の勤務状況・研修等に関する記録

イ 月間及び年間の事業計画並びに事業実施状況

(2) 通所リハの利用に関する記録

ア 重要事項説明の同意書

イ 相談記録

ウ 利用申込書

エ 承諾書

オ 居宅サービス計画

(3) 通所リハ提供に関する記録

ア 通所リハ記録

イ 食事の提供に関する記録

ウ ボランティアに関する記録

エ レクリエーションに関する記録

オ その他通所リハ提供に関する記録

(4) 会計・経理に関するもの

ア 利用料の請求及び徴収に関する書類

イ その他証拠書類

(情報開示)

第20条 施設管理者は、前条の規定により収集した個人情報を利用者又はその家族等からの開示請求に対しては、箕面市社会福祉協議会個人情報保護規程により適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第21条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。又、その職を離れた後も同様とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 施設管理者は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。又、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者、市町村及び居宅介護支援事業者に対し必要な措置を行う。

2 事業所の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(虐待の防止等)

第24条 施設は、利用者の人権・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの虐待に関する苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 箕面市立老人保健施設管理規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月23日から施行し、平成16年4月1日に遡及し適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日に遡及し適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。（介護報酬改定に伴う形式的変更のみ）

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。（介護報酬改定に伴う形式的変更のみ）